貿易代金貸付保険包括保険（２年未満）の保険契約の保険金額に関する追加特約書

平成21年12月21日 09-制度-00047

　　　　　　　　　　　（以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間で締結した貿易代金貸付保険包括保険（２年未満）特約書（以下「２年未満貸付特約書」という。）の追加特約書を次のとおり締結するものとする。

（特約書の対象）

第１条　日本貿易保険は、２年未満貸付特約書第４条の規定にかかわらず、銀行等が国際協力銀行と協調して貸し付ける場合には、当該銀行等の申請により、貿易代金貸付保険の保険契約において、この追加特約書の定めるところにより、当該銀行等の貸付契約に係る保険金額を保険価額に１００分の１００を乗じて得た額とすることができる。

（申請）

第２条　銀行等は、この追加特約書の適用を申請する場合は、別紙様式による申請書を日本貿易保険の本店に提出しなければならない。この場合において、同一の案件に貸付者が複数ある場合は、すべての貸付者が当該申請をするものとする。

（保険金額の取扱い）

第３条　日本貿易保険は、第１条の申請があった場合において、当該申請が適切なものであると認めるときは、当該申請に係る貸付契約の保険金額を保険価額に１００分の１００を乗じて得た額とすることができる。ただし、当該貸付契約の償還条件に市中優先償還（銀行等による貸付金の回収後に国際協力銀行に対する償還が始まる償還条件をいう。）が含まれていない場合における貿易代金貸付保険約款（平成１７年４月１日　０５－制度－０００１４）第３条第１０号又は第１１号に掲げる事由については、この限りでない。

（有効期間及び更新）

第４条　この追加特約書の有効期間は、当該追加特約書の締結日から２年未満貸付特約書第１条に規定する期間が満了する日までとする。ただし、当該期間の満了日の３０日前までに、銀行等又は日本貿易保険の書面による別段の意思表示がない限り、当該追加特約書は、同一の条件をもって更新されたものとする。この場合において、更新された追加特約書は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

２　前項の規定にかかわらず、同項の有効期間中に２年未満貸付特約書が解除等により失効した場合は、この追加特約書は、その効力を失う。

　上記のとおり追加特約書を締結した証拠として本書２通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その１通を所持する。

　　　　　　年　　月　　日

 　 　　　銀行等名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 　 　　独立行政法人日本貿易保険理事長名　　　　　　　　印

　　　附　則

　この規程は、平成21年12月21日から実施する。

別紙様式

申請書

年　　　月　　　日

独立行政法人

日本貿易保険　御中

住所

氏名　　　　　　　　　　　印

貿易代金貸付保険包括保険（２年未満）の保険契約の保険金額に関する追加特約書第２条の規定により、当該追加特約書の適用について、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．案件概要 | 案件名： |
| 貸付国： | 借入者： |
| 保険価額： | 償還期間： |
| ２．市中優先償還 | □適用　　　　　□不適用 |
| ３．付保率 | 非常事由 | 信用事由 |
| □１００％ | □１００％□(　　 )％ |
| ４．担当者連絡先 |  |

（注）

１．付保率は、保険金額の保険価額に対する割合をいいます。

２．市中優先償還欄及び付保率欄は、該当する□をチェック（及び必要に応じ括弧内に付保率を記入）し、該当しない□に取消線を引いて下さい。

３．申請書の提出部数は、１通。

４．用紙は、Ａ４規格。

附帯別表第１（第１条関係）

設備（船舶、車両及び航空機を含む。）若しくはその部分品若しくは附属品の代金若しくは賃貸料又は技術若しくは労務の提供の対価に係る貸付契約（２年以上にわたって償還がなされるもの。ただし、複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還がなされる場合であって、当該償還期間のみが２年未満となるものを含み、仲介貿易代金貸付契約にあっては法第26条第１項又は第２項の規定により仲介貿易契約とみなされるものに係る貸付契約に限る。）であって、契約金額（複数の者が協調して貸し付ける契約にあっては、各貸付額の合計額）が１億5,000万円以上のもの。

貿易保険法第２条

７　この法律において「輸出代金貸付契約」とは、輸出契約に基づく輸出貨物（第30条第２項の政令で定める貨物に限る。）の代金若しくは賃貸料又は技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価の支払に充てられる資金を外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）、外国法人又は外国人に貸し付ける契約であって、政令で定める事項について定めがあるものをいう。

14　この法律において「仲介貿易代金貸付契約」とは、仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金又は賃貸料の支払いに充てられる資金を外国政府等、外国法人又は外国人に貸し付ける契約であって、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

貿一運用規程

（エスカレーションクローズ付き輸出契約等）

第２条　エスカレーションクローズ付き輸出契約等（代金等の変更の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合は、保険契約の申込みに当たって、当該契約に係る代金等の変更の方法を説明した書面の添付を求めることとし、次の特約を付すものとする。ただし、現地通貨により決済される部分にエスカレーションクローズが付されている場合には、当該部分に係る増加額を保険契約の対象とするか否かについては被保険者の選択とする。

「被保険者は、代金等（現地通貨により決済される部分を除く。）の変更がすべて確定した場合には、当該金額について増額変更承認申請を行わなければならない。なお、当該申請が承認された場合の増加額に係る保険責任は、増加変更の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」

２　保険契約締結時の輸出契約等において明確に定められていない価格変更が含まれる場合は、前項の規定は適用しないものとする。

（決済方法について買手側の選択権を認めている輸出契約等）

第３条 代金等の決済方法について買手側の選択権を認めている条項（以下「選択条項」という。）が付されている輸出契約等であって、次の各号のすべてに該当するものについては、輸出契約等に定める現金決済方法に基づいて保険契約を締結し、次項に規定する特約を付すものとする。

一　現金決済方法、延払決済方法のいずれかを選択することを条件とし、延払決済の条件についてのみの選択を条件とするものでないこと。

二 現金決済の場合の代金等の額が確定していること。

三 輸出契約等の予定船積期日（分割船積の場合にあっては、第１回船積期日）までに選択条項に基づく買手側の通知により最終決済方法が確定すること。

２　前項に規定する保険契約に付す特約は、次のとおりとする。

「１．被保険者は、この証券記載の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約において代金、賃貸料又は対価の決済方法について買手側の選択権を認めている条項（以下「選択条項」という。）に基づき決済方法が確定したとき又は予定船積期日（分割船積の場合にあっては、第１回船積期日。以下同じ。）が変更されたときは、速かに独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に通知しなければならない。

２．選択条項に基づき延払決済方法が選択された旨の前項の通知が行われたとき又は予定船積期日までに前項の通知が行われなかったときは、保険契約者は、納付済みの保険料と延払決済方法により算定された保険料との差額を日本貿易保険の請求に基づき日本貿易保険が指定する日までに納付しなければならない。 」

銀行等と日本貿易保険との間で貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）第１条に定める技術提供契約等のうち、とする。

一　次のいずれかに該当するもの

イ　技術提供特約書第１条第１号に定める技術提供契約のうち、貿易保険法（昭和25年法律第67号）第26条第１項又は第２項の規定により技術提供契約とみなされるものであって、契約金額が１０億円以上のもの

ロ　技術提供特約書第１条第２号に定める仲介貿易契約のうち、当該契約に含まれる仲介貿易貨物の代金の額が契約金額の５０％以下で、かつ、当該契約に含まれる技術の提供又はこれらに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の対価の額が契約金額の１０％以上のものであって、契約金額が１０億円以上のもの

二　フルターンキー契約その他設備の建設工事の請負契約であって、技術等の提供の対価並びに輸出貨物及び仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の代金の決済が、マイルストーンの達成時、一定期間の経過時その他の当該契約で定められた時点における技術等の提供の出来高及び輸出貨物等の船積額を当該契約の当事者間で確認することを条件に行われるもの。

（保険責任開始日）

第２条　前条に規定する技術提供契約等に係る貿易一般保険第３条第２号のてん補危険の保険責任の開始日は、約款第11条第１項第２号の規定にかかわらず、輸出貨物等の代金の額が当該契約の当事者間で確認された日とする。

（保険料）

第３条　第１条に規定する技術提供契約等に係る技術提供特約書第６条に規定する金額は、次の各号の規定により算出した金額とする。

一　約款第２条第１号のてん補危険に係る保険料の計算に際して、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年７月２日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）Ⅱ［１］１(1)②(i)に規定するＸは、保険契約締結日から（当日算入）輸出貨物等の最終船積予定日までの日数（当該日数が３０日未満の場合は３０日）とする。

　なお、技術提供契約等の契約書上に完成納期のみが定められ、輸出貨物等を船積みすべき期日の定めがない技術提供契約等にあっては、保険契約の締結に際し、甲が申告した日を輸出貨物等の船積期日とする。

二　約款第３条第２号のてん補危険に係る保険料の計算に際して、保険料率等規程Ⅱ［１］１(1)②(ii)に規定するＸは、輸出貨物等の代金の額が当該契約の当事者間で確認された日から当該代金の決済予定日までの日数（当該日数が３０日未満の場合は３０日）とする。